

第 4 回研究会の議論の概要

【私人委託制度①】

構成員意見	事務局回答
<p>地方税以外の歳入について、調定行為まで委託できる点が気になる。調定は首長の権限であり、収納は会計管理者の権限である。調定行為と収納行為は相互監視の観点から別々の権限とされてきたのではないか。（片桐構成員）</p>	<p>○ 私人委託制度を活用している実例について、徴収まで委託しているのか、収納まで委託しているのかを整理する。また、徴収まで委託している実例については、法的整理がどのようになっているかも確認する。</p>
<p>指定納付受託者制度の活用が広がっていけば、私人委託制度は縮小していても住民の利便性は上がると考えるが、私人の公金取扱いの範囲を拡充する理由は何か。（小西構成員）</p>	
<p>私人委託する公金には、定型的な業務から、租税のような権力性の強いものまで幅広く存在する。定型的な業務については担保措置は少なくてもいいと考えるが、権力性の強いものについては、担保措置を多く設ける必要があると考える。一概に基準を作ることはできないと思うが、徴収・収納を一体的に委託することも含めて様々な形態があり得るのではないか。（木村構成員）</p>	<p>○ 実態を整理した上で、指定金融機関制度や指定代理納付者制度といった既存制度とのバランスを見ながら、私人委託制度の方向性について議論いただく。</p>
<p>私人委託制度は、第三者が納入義務者から現金等を受け取ったときに納入義務者の債務が終了することから、第三者の破綻のリスクは当然に地方公共団体が負うことになる。担保の提供を課すかどうかの議論の出発点として、担保提供以外のリスク軽減の措置があるのかは明示しておくべきではないか。（建部構成員）</p>	
<p>私人委託制度において、地方税以外の場合に全く監督措置等が設けられていないのは指定納付受託者制度とのバランスを見たとき、説明が難しいのではないか。（山本構成員）</p>	

【私人委託制度②】

構成員意見	事務局回答
<p>破綻したときのリスクの担保措置については、地方公共団体が全て決めることは困難だと考える。委託できる経費の対象を広げるのであれば、国の法令レベルで何らかの規律を考えるべきではないか。（山本構成員）</p>	※前頁で総括して記載
<p>委託する経費が徴収事務まで委託するのか、収納事務だけを委託するのか、どちらをターゲットにして議論するかで分けて考える必要があるのではないか。（山本構成員）</p>	
<p>債権回収会社が債権者に電話をかけて督促を行わせたいというニーズがあるとのことであるが、徴収事務の中に額の決定が入るのか、督促手続が入るのかといったコアな部分と周辺部分をどこまで切り分けられるのかは整理しておくべきではないか。（高橋座長）</p>	
<p>徴収まで私人に委託できる経費を公権力の根本の部分にまで広げるのは難しいだろう。ネガティブリストだけでなく、ポジティブリストのような規定の仕方もあるのではないか。規定ぶりを考えてほしい。（高橋座長）</p>	
<p>地方公営企業法第33条の2に「公金の徴収又は収納の事務については、収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認める場合に限り、政令で定めるところにより、私人に委託することができる。」と規定されているが、地方自治法第243条を改正する場合、この規定をイメージしているのか。（小西構成員）</p>	
<p>私人に委託できる経費の対象を広げる際に、どのような事務を想定しているかをはっきりさせることは重要だと考える。実際のニーズを聞いていただきたい。また、私人委託制度と指定納付受託者制度の二つの制度は業務が重なる事もありうるので、住民の側から見ると分かりづらく、制度を組み直す必要があるかもしれない。（山本構成員）</p>	

【指定納付受託者制度】

構成員意見	事務局回答
<p>指定納付受託者については、長の立入検査等の規定があるが、指定に問題があった場合、地方公共団体の側にも責任が生じるのではないか。（小西構成員）</p>	<p>○ 指定納付受託者制度を活用して行うことができる決済スキームや、現行の指定代理納付者を活用した決済の実例を確認する。</p>
<p>指定納付受託者制度は、第三者が地方公共団体に納付委託に係る現金を支払ったときに納入義務者の債務が終了することから、第三者の破綻のリスクは納入義務者が負うことになるのか。そうであれば、納入義務者にはそのことは周知しておくべきではないか。ただし、そのことを明言しておいた上で、破綻リスクは納税者が選ぶという考え方もあり得る。（建部構成員）</p>	
<p>納入義務者と地方公共団体の間に租税債権があって、納付の委託をした場合、第三者が破綻したときの地方公共団体と指定納付受託者の債権債務関係は整理しておくべきではないか。（建部構成員）</p>	
<p>決済手段ではなく、クレジットカードの管理を行うアプリケーションを運営している会社は、支払のフローの中にいない。そういった情報だけを取り扱っている事業者を指定納付受託者とすることができるのか、また、事故が起きたときの対応も検討する必要があるのではないか。（片桐構成員）</p>	

【指定金融機関制度】

構成員意見	事務局回答
<p>指定金融機関制度は預金があることを前提とした口座振替といった規定があり、一般的な私人委託制度とは異なる位置付けであると認識している。口座振替について、指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関に口座を持っている者に限ると規定されているがこれは何故か。指定金融機関でしかできないことがあるとあるがそれでいいのか、住民の利便性も考慮して制度を検討するべきではないか。（片桐構成員）</p>	<p>○ 昭和38年に金庫制度から指定金融機関制度に改正したときの経緯等とともに、指定金融機関に公金の収納又は支払の事務を取り扱わせなければならない、とする意味を確認していく。</p>